

都道府県建築士会 御中

APECアーキテクト・エンジニア登録審査 に関する事務手続きご協力をお願い

社団法人 日本建築士会連合会

(財)建築技術教育普及センターが実施します「APEC アーキテクト・エンジニア」の登録審査（新規・更新）に際しまして、「一級建築士免許の原本照合」を行ったコピーの添付を必須としています。

建築士会では、毎年その照合手続き業務を行っていただいておりますが、登録・更新の受付の日程をご確認のうえ、本年もよろしくご願ひ申し上げます。

建築技術教育普及センターのHPでも案内をしていますので、ご覧下さい。

普及センター <http://www.jaeic.or.jp/apecarchitect-j.htm>

期 間：別途ご案内

申請総合案内書：

原則として、(財)建築技術教育普及センターのホームページから利用者が個別にダウンロードして入手していただけます。

但し、別途、郵送を希望される方については普及センターで対応するとのことです。

一級建築士免許の照合について：

APECアーキテクト・エンジニアの時に行ったものと同様に原本と複写（原則コピーを持参いただく）の照合を行い。複写の裏面に印鑑と日付を記入して下さい。

原本照合の手数料

一般：1,000 円

会員： 500 円（会員証の提示）

証明記載見本（見本：連合会）

1. 「・・・原本と相違ないことを証明する」の印鑑
2. 本会、所在地、会長名の印鑑
3. 会長印（各印）
4. 証明した日付を記入

上記は、一級建築士免許のコピー裏面に表記する。

この写しは建築士免許証の原本と相違ないことを証明する。

21年4月21日

東京都港区芝5丁目26番20号

(建築会館) 郵便番号 108-0014

社団法人

日本建築士会連合会

会長 藤本昌也

見本



以上